

日本建築学会技術報告集の規程類の変更について

学術レビュー委員会、技術報告集委員会では、応募規程はじめ関係規程類について見直しをし、「日本建築学会技術報告集の訂正、取り下げに関する運用要領」を追加することにいたしました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

2019年5月 学術レビュー委員会

2019年7月1日から応募規程に変更があります。

※10/2(水)正午締め切り分へご投稿予定の方は変更点を確認のうえご投稿ください。

日本建築学会技術報告集応募規程

[変更要旨]

1. 内容とカテゴリーの変更 <1.内容, (1)カテゴリー>
2. 二重投稿および著作権に関する項目の追加 <1.内容(1)/2.既発表のものでも応募できる範囲/9.著作権(4)>
3. 標題の表記方法の変更 <3.標題>
4. 著者資格の明確化 <4.応募資格>
5. 英文校閲の推奨 <5.原稿(2)>
6. 訂正記事および取り下げ記事の追加 <13.掲載済み技術報告の訂正・取り下げ>
7. 規程の改廃の追加 <14.規程の改廃>
8. その他 (現行運用に合わせた表現の修正等)

●**応募規程 変更前後の比較表** (←クリックして新旧比較表をご覧ください)

●**新応募規程** (改正2019年5月10日理事会決定 2019年7月1日実施) ※**下線ハイライト部分**は具体的な変更箇所

1. 内容

・技術報告集に掲載する内容は、**建築物または建築物に関わる事象**を対象とした技術報告、質疑討論とする。著者は、投稿前に「論文・作品の発表の場におけるピアレビューに関する倫理規程」を必ず確認する。 (ニ) へ) リ) ヌ)

(1) 技術報告 (ニ)

(a) 技術報告は未発表で、原稿受付日の時点で、**本会および他学協会の論文集等に未投稿のもの**に限る。ただし、2条に記載するものについては未発表のものともみなす。 (ヌ)

(b) 技術報告は、**新たな事実の報告を重視する。** (ニ) へ)

(c) 技術報告は、**次のカテゴリーのいずれかに該当するものとする。** (ロ) ニ)

・カテゴリー (ニ)

I. **建築物の企画・計画・設計・施工・運用の、あるいは建築物に関する事象の新しい技術の報告** (へ) ヌ)

なお、技術は既存のものであっても、それらが総合化され新しい知見を得ているもの、または既存の技術を適用する対象物が異なり、新しい知見を得ているものを含む。 (へ)

キーワード：先端技術、先進的事例

- [例]
- ① 調査・設計・施工の結果をとりまとめた工事報告
 - ② 最新の構造設計、設備設計の事例報告
 - ③ 既存建築物の耐震補強工事や大規模なリニューアル工事報告
 - ④ 地区計画、町並み保存計画などに係わる先進的な計画技術の事例報告
 - ⑤ 建築物に係わる先進的な調査・計画手法、計画技術の事例報告 (へ)
 - ⑥ 新しい空間機能や使い方を提案した計画・設計・運用の事例報告 (へ)

II. **建築物あるいは建築物に関わる事象の新しい材料・構法・装置・コンピュータソフトウエアなどの技術開発成果の報告** (へ) ヌ)

キーワード：要素技術、開発成果

- [例]
- ① 新材料の開発成果
 - ② 新工法・新構法に関する開発成果 (へ)
 - ③ 施工管理技術、維持管理技術、プロジェクトマネジメント技術などの開発成

果

- ④ 新装置、設備システムの開発成果
- ⑤ 計測、観測に関するシステムなどの開発成果 へ)
- ⑥ 環境予測技術の開発成果
- ⑦ コンピュータ利用による解析、計算技術、CAD、CG、CALS技術などの開発成果
- ⑧ 歴史的建築物の保存技術、復元手法開発成果 へ)
- ⑨ 創造的なまちづくりなどの成果

III. 建築物あるいは建築物に関わる事象の総合調査・総合開発による新しい事実・資料の報告 又)

キーワード：新概念、新事実

- [例]
- ① グループによる災害調査報告
 - ② 大規模実験の報告
 - ③ 地震、風、地盤、積雪などの総合的な観測、調査報告
 - ④ 材料、構法、環境、エネルギーシステムなどの総合的な調査報告
 - ⑤ 計画・設計、地域調査などに係わる新しい資料の報告
 - ⑥ 歴史的建造物の建築技法および設計図書などの新史料に関する報告

IV. 建築物などの設計法・施工法の体系化に関する技術報告

キーワード：基準・規準・指針、体系化

- [例]
- ① 設計法、計画法、施工法、試験法、評価法、管理法の体系化を意図した基準・規準・指針の紹介、解説
 - ② 再開発、地区計画、地域エネルギー供給計画、農山村計画、町並み保存計画、環境保全計画、景観形成計画などに係わる体系的な計画技術の概念、創造的な技術提案、標準計画技法、調査方法、法令、基準の紹介、解説

(d) 著者（複数の場合は執筆代表者）は、投稿時にカテゴリーⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのいずれかを申告する。 ロ) へ)

(2) 質疑討論

質疑討論は、掲載された技術報告について、掲載後1年以内に投稿するものとし、誌上にて行う。

2. 既発表のものでも応募できる範囲 チ)

既発表の研究でも、下記のいずれかに該当し、なおかつ著作権上の問題を生じないものは、未発表のものともみなす。 又)

- (1) 大会学術講演会、支部研究発表会で発表したもの
- (2) 本会発行の規準、指針、解説、ガイドライン、手引き、資料集、報告書、テキスト等に掲載したもの チ)
- (3) シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの
- (4) 大学の紀要、研究機関の研究所報等で部内発表したもの チ)
- (5) 国、自治体、業界、団体からの委託調査・研究の成果報告書

3. 標題 二) 又)

(1) 主題は、研究内容を具体的かつ的確に表すように記載する。その際、標題中に研究内容を的確に示すキーワードを含むように配慮する。 又)

(2) 主題を補足するために副題を付ける必要がある場合は、これを主題の後に付けることができる。 又)

(3) 連続して数編応募する場合には、各編がそれぞれ完結したものとする。この場合、主題の前に連続して応募する内容全体の総主題を示すことができる。 二) 又)

(4) 連続した数編を応募する場合には、さきの編の採用通知後に続編を応募する。 二) 又)

4. 著者の資格 又)

- (1) 著者は全員本会会員（個人）とする。 又)
- (2) 当該報告の研究に直接関わった委員会等も発表できる。この場合の著者欄は委員会等の正式名称を記載する。構成員全員の氏名（うち執筆代表者を明記）は本文中に記載し、執筆代表者は本会会員（個人）とする。 二) へ) 又)
- (3) 当該報告の発表者としての著者の適格性（発表の諒解）について、本会は一切責任をもたない。 又)

5. 原稿

- (1) 技術報告および質疑討論は、和文・英文のいずれでもよい。
- (2) 技術報告に**英文要旨とキーワード**を添える。**著者が英語を母国語としない場合、投稿前に英文校閲を受けることを推奨する。** (ヌ) ※英文要旨(Abstract)は100ワード以内です
- (3) 技術報告は、4頁以上6頁以内の版下原稿PDFとする。質疑討論は、1頁以内の版下原稿PDFとし、超過頁は認めない。 (リ)
- (4) 原稿執筆の詳細は、「執筆要領」を参照する。 (ヌ)

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、執筆要領に沿って作成し、PDFファイルを電子投稿する。 (ヘ) リ)
- (2) 査読希望のカテゴリおよび下記の査読希望部門名を記す。 (ヌ)
「材料施工」「構造」「防火」「環境工学」「建築計画」「建築社会システム」「都市計画」「農村計画」「建築歴史・意匠」「海洋建築」「情報システム技術」「教育」「災害」「文教施設」「地球環境」 (ニ) ホ) (ヘ) ト)
- (3) 原稿提出は、毎年3回とする。 (ロ) (ヘ)
- (4) 原稿が指定された原稿提出用サイトに投稿された日を原稿受理日とする。 (ヘ) リ)
ただし、内容の訂正などを指摘された原稿で本会通知日より30日以内に改訂原稿が再提出された場合は最初の原稿受理日をそのまま原稿受理日とみなす。30日以内に再提出されない場合は、最初の受理日は無効とし、改訂原稿が**提出された**日を原稿受理日とする。
なお、著者から提出期限延長の申請(特別な理由)があった場合は提出期限を猶予することがある。 (ロ) (ヘ) リ) (ヌ)

7. 技術報告の採否

- (1) 技術報告の採否は技術報告集委員会が査読の判定基準に基づいて決定し、著者に通知する。
- (2) 技術報告についての査読の判定基準は以下の通りとする。
 - a. 技術資料として、価値が認められ、有用かつ新しい内容または知見を有しているものであるかどうか。 (ロ) (ヘ)
 - b. 全般的に以下の項目を満足しているかどうか。 (ロ)
 - b-1) 技術的な新規性、有用性 (ロ)
 - b-2) 記述的的確性、明快性、方法とその結果の信頼性 (ロ)
 - b-3) 用語や関連文献引用の適切さ、商業主義からの中立性 (ロ)
 - c. カテゴリ別に、主として以下の項目を満足しているかどうか。 (ロ)
 - c-1) カテゴリⅠの報告：先進性 (ロ) (ニ)
 - c-2) カテゴリⅡの報告：発展性 (ロ)
 - c-3) カテゴリⅢの報告：客観性 (ロ) (ニ)
 - c-4) カテゴリⅣの報告：総合性 (ロ) (ニ)
- (3) 技術報告のカテゴリ区分は、査読時の評価判定に用い、技術報告集への掲載時には記載しない。
- (4) 査読の結果、「採用」の**技術**報告には、原稿受理日と採用決定日を明記する。 (ニ) (ヌ)
- (5) 査読の結果、不採用になった技術報告は、最初の不採用通知日から1ヶ年以内、1回に限り再応募できる。この場合、再応募であることを明記し、査読意見に対する投稿者の回答を添付する。 (ニ) リ)
- (6) 査読の結果が「不採用」の場合で、その「不採用」の理由に対して、技術報告提出者が不当と考えた場合には、不当とする理由を明記して、技術報告集委員会委員長あてに異議申し立てをすることができる。 (ニ)

8. 質疑討論の採否 (リ)

質疑討論の採否ならびにその取扱いには技術報告集委員会が行う。 (リ)

9. 著作権 (リ)

- (1) 著者は、掲載された技術報告、質疑討論の著作権の使用を本会に委託する。 (ハ) リ)
ただし、本会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は、原著者に連絡し許諾の確認を行う。 (ロ) (ハ)
- (2) 著者が、自分の技術報告、質疑討論を自らの用途のために使用することについての制限はない。 (ロ) (ハ) リ)
- (3) 編集出版権は、本会に帰属する。(ハ)
- (4) 他誌や書籍に掲載されている図表や写真等を使用する場合、著者の責任においてしかるべき**手続きを必ず行い、必要に応じて原稿本文中に引用・転載の旨を記載する。** (ヌ)

10. 技術報告集の体裁

電子出版とする。 リ)

1 1. 登載料 リ)

採用された原稿は本会技術報告集登載料として、技術報告は4頁以上6頁以内とし、60,000円(税別)を徴する。 質疑討論は1頁とし、無料とする。 イ)リ)

1 2. 提出先 へ)

(1) 技術報告, 質疑討論 ヌ)

・技術報告, 質疑討論の原稿提出先は、本会ホームページ技術報告集応募原稿募集案内に指定された原稿提出用サイトとする。へ)

(2) 異議申し立て ヌ)

・異議申し立ての文書は、下記宛に電子メールで提出する。 ニ)へ)リ)ヌ)
日本建築学会 技術報告集委員会 (Email: gihou@aij.or.jp) ヌ)

1 3. 掲載済み技術報告の訂正・取り下げ ヌ)

掲載された技術報告, 質疑討論について、技術報告集委員会の審議を経て、訂正や取り下げを認めることがある。

詳細は、「日本建築学会技術報告集の訂正, 取り下げに関する運用要領」による。 ヌ)

1 4. 規程の改廃 ヌ)

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。 ヌ)

日本建築学会技術報告集の訂正, 取り下げに関する運用要領

●日本建築学会技術報告集の訂正, 取り下げに関する運用要領 (2019年7月1日実施) ※新設

- ・[取り下げ申請書](#)
- ・[訂正申請書](#)
- ・[訂正記事テンプレート](#)

1. 訂正・取り下げ申請

「日本建築学会技術報告集」に掲載された技術報告, 質疑討論において、今後の研究や調査に影響を与えるような重大な誤りなどが判明し、訂正・取り下げが必要な場合は、下記の申請書類を技術報告集委員会宛に提出する。

種 別	申請書類	部数	備 考
訂 正	申請書	各1部	所定のテンプレートを使用, もしくはこれに準じた体裁で作成すること
	理由書		書式指定なし。詳細を明記すること
	掲載済み技術報告等		訂正予定の掲載済み技術報告等(本文PDF)のコピー
	訂正記事		所定のテンプレートを使用, もしくはこれに準じた体裁でPDF版下原稿を作成すること
取り下げ	申請書	各1部	所定のテンプレートを使用, もしくはこれに準じた体裁で作成すること
	理由書		書式指定なし。詳細を明記すること
	掲載済み技術報告等		取り下げ予定の掲載済み技術報告等(本文PDF)のコピー

2. 原稿

(1) 訂正記事

訂正記事の原稿は所定のテンプレートを用い、3頁以内で和文または英文でPDF版下原稿を作成する。執筆の詳細は、「執筆要領」を参照する。

(2) 取り下げ記事

取り下げ記事の原稿は原則技術報告集委員会が作成する。

3. 訂正・取り下げ申請の採否

採否ならびにその取扱いが技術報告集委員会が行う。

4. 登載料

訂正記事, 取り下げ記事ともに60,000円(税別)を徴する。

5. 提出先

訂正・取り下げの申請書類の原本は下記宛に郵送で提出する。同時にPDF化したものを下記宛に電

子メールで送信する。電子メールのCCには、必ず著者全員のメールアドレスを入れること。

〒108-8414 東京都港区芝5丁目26番20号

日本建築学会 技術報告集委員会 (Email: gihou@aij.or.jp)

6. 要領の改廃

この要領の改廃は、技術報告集委員会の決議によって行う。

<FAQ よくある質問>

【標題の表記方法の変更】

Q1	主題のみでも問題ないですか。
A1	主題のみで問題ございません。総主題・副題は必要な場合のみ、添えてください。
Q2	総主題と主題は必ず「:」でつなげないといけないのでしょうか。
A2	総主題か主題かを判別できるよう、必ず「:」はつけてください。
Q3	連報を執筆していますが、すでに「その2」まで掲載されています。「その3」から今回の表記方法に変更しなければならないのでしょうか。
A3	変更しなくても問題ございません。すでに先の編が掲載されている場合は、著者の希望を優先します。

【訂正記事および取り下げ記事の追加】

Q1	訂正・取り下げは2019年7月1日から申請可能ですか。
A1	可能です。
Q2	誤字脱字の訂正はできるのでしょうか。
A2	訂正記事は今後の研究や調査に影響を与えるような重大な誤りが判明した場合を想定したものです。学術雑誌では一旦発行された記事の軽微な誤りは修正しないことが慣例となっています。
Q3	訂正の場合、訂正記事が申請書類に含まれていますが、取り下げの場合、取り下げ記事の提出は不要なのでしょうか。
A3	不要です。取り下げ記事は原則技術報告集委員会が作成します。
Q4	申請書に署名・押印欄がありますが、著者の何名かは他の地方や海外在住のため、署名・押印を集めるにはかなりの時間を要します。
A4	以下に案を記載します。 ①代表著者が【技術報告】【訂正理由】を記入したWordファイル等を共著者へ提供。 ②共著者は署名・押印次第、代表著者へ原本を郵送。 ③代表著者は1人1枚ずつの書類を束ねて(例えば、5名著者がいれば5枚で1束)、その他必要書類とともに技術報告集委員会宛に郵送。また、郵送する書類はすべてPDF化し、別途メール(gihou@aij.or.jp)で提出する。その際、共著者をCCに入れ、添付ファイルとして送付する。 ※署名・押印を1枚にまとめずに進められるので、多少時間を削減できるかと思えます。
Q5	すでに死去した共著者がいます。署名・押印はどうすればよいのでしょうか。
A5	死去やご入院(重体)等の場合、理由記入欄にその旨を記載してください。不明な点があれば、後日技術報告集委員会より連絡します。

問合せ先

技術報告集委員会 係 Email: gihou(at)aij.or.jp *(at)=@

[日本建築学会 TOP ページ](#)

[日本建築学会技術報告集への投稿についてのご案内ページ](#)